

東神楽町地域防災計画改訂委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、各種災害による甚大な被害、地域に与える影響を踏まえ、災害対策の強い必要性から、防災等について国及び北海道との整合性を図り、住民並びに行政機関の防災力の向上と防災対策の推進に資し、地域防災計画を改訂することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

東神楽町地域防災計画改訂委託業務

(2) 委託内容

別添「東神楽町地域防災計画改訂委託業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限金額

5,170千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 公募型プロポーザル方式

本業務は、防災関連の専門的な知識を必要とするものであり、これらを有する事業者の確保が、本業務の成果に与える影響は大きいものと考えられる。こうしたことから、業務内容について企画提案者を募り、その中から内容等を総合的に審査し、最も適切と認められる優先受注候補者を特定する「プロポーザル方式」を採用する。

(7) 公募方法

東神楽町複合施設はなのわ掲示板に公告文書の掲示及び東神楽町ホームページに掲載

<https://www.town.higashikagura.lg.jp/>

(8) 担当課

東神楽町総務課（担当：守谷）

所在地：〒071-1592 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

電話：0166-83-2112（直通）

FAX：0166-83-4180

電子メール：bousai@town.higashikagura.lg.jp

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道市町村入札参加資格共同審査に登録されていること。なお、登録されていない場合は随時登録申請を行うこと。
- (3) 過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）において、北海道内の地方公共団体を契約相手として、同種業務（地域防災計画策定又は改訂業務等）の履行実績があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 東神楽町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 東神楽町暴力団排除条例（平成25年条例第30号）第2条第1号規定する暴力団又は同条第2号及び第3号に規定する暴力団員等並びに同条第4号に規定する暴力団関係事業所でないこと。

4. 日程

項目	期 日
プロポーザル実施に関する公告	令和8年4月24日（金）
質問書の提出期限	令和8年5月1日（金）午後5時まで（必着）
質問書への回答	令和8年5月8日（金） ※原則として、質問書を受理後、順次回答を行います。
参加表明書の提出期限	令和8年5月12日（火）午後5時まで（必着）
参加資格確認結果通知 （企画提案書の選定通知）	令和8年5月14日（木）
企画提案書及び見積書提出期限	令和8年5月25日（月）午後5時まで（必着）
辞退届の提出期限	令和8年5月25日（月）午後5時まで（必着）
プレゼンテーション（ヒアリング）	令和8年5月27日（水）
企画提案書の審査結果通知 （優先受注候補者の決定）	令和8年5月29日（金） ※詳細については別途、電子メールにて通知
契約締結	令和8年6月1日（月）

5. 関係資料の配布

本業務に関する資料及び本プロポーザルに参加するために必要な書類は次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月25日（月）まで

(2) 配布資料

- ① 東神楽町地域防災計画改訂委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- ② 東神楽町地域防災計画改訂委託業務仕様書
- ③ プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ④ 企画提案書提出届（様式第2号）
- ⑤ 参考見積書（様式第3号）
- ⑥ 業務実績書（様式第4号）
- ⑦ 質問書（様式第5号）
- ⑧ 辞退届（様式第6号）

(3) 掲載場所

東神楽町ホームページからダウンロードし、使用すること。

<https://www.town.higashikagura.lg.jp/>

6. 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、資格要件を確認の上、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類（各1部）（④及び⑤については、提出日の3か月以内に発行されたもの）

- ① プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② 業務実績書（様式第4号）

過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）において、北海道内の地方公共団体を契約相手として、同種業務（地域防災計画策定又は改訂業務）履行実績を証明する書類（契約書・仕様書等の写し）を添付すること。なお、納品済みの契約書・仕様書等に限る。

- ③ 事業者概要（任意様式）
- ④ 履歴事項全部証明書
- ⑤ 納税証明書

国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市町村税（本社所在地の法人市町村民税及び固定資産税）

※国税証明書は「その3の3」とする。

- ⑥ 担当者経歴書（任意様式）

(2) 提出方法

提出場所へ持参又は郵送（簡易書留）により行うこと。なお、ファックス、電子メール等による受付は行わない。また、郵送の場合は、担当課まで電話連絡すること。

（3）受付期間及び提出場所

- ① 日時 令和8年4月24日（金）から令和8年5月12日（火）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（必着）
- ② 場所 2.（8）担当課と同じ

7. プロポーザル参加資格の確認（企画提案者の選定）

提出されたプロポーザル参加表明書等をもとに参加資格の確認を行い、電子メールで通知するものとする。なお、参加資格を有しない者に対しては、参加資格がない旨及び理由を電子メールで通知するものとする。また、参加資格を満たす者が1者の場合でもプロポーザルは実施する。

※参加資格確認結果の通知 令和8年5月14日（木）

8. 質疑応答

（1）提出方法

質問は、質問書（様式第5号）により電子メール（担当課宛）により行うこと。

質問内容及び回答は、本町ホームページにて公表する。

※質問書の電子メール送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

（2）日時

質問書の提出期限 令和8年5月1日（金）午後5時まで（必着）

質問書への回答 令和8年5月8日（金）

※原則として、質問書を受理後、順次回答を行います。

（3）その他

- ① 質問書の提出期限を過ぎた質問には回答しない。
- ② 質問に対する回答は本実施要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなし取り扱う。
- ③ 回答に対する再質問は認めない。

9. 企画提案書等の提出

（1）提出方法

提出場所へ持参又は郵送により行うこと。なお、ファックス、電子メール等による受付は行わない。

※郵送の場合は、「東神楽町地域防災計画改訂委託業務 企画提案書在中」と記載し、簡易書留にて郵送すること。また、宛先は2.（8）の担当課とすること。

※期限を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。

(2) 受付期間及び提出場所

- ① 日時 令和8年4月24日(金)から令和8年5月25日(月)
(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(必着)

- ② 場所 2.(8) 担当課と同じ

(3) 提出書類

- ① 企画提案書提出届(様式第2号)
- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 作業行程表(任意様式)
- ④ 参考見積書(様式第3号)・見積内訳書(任意様式)
- ⑤ 上記②~④の電子データ

(4) 提出部数

各1部

(5) 留意事項

- ① 企画提案書は本実施要領、業務目的に沿った内容とし、原則、A4版(A3版折込は可)とする。
- ② 上記提出書類は、フラットファイルにインデックス等でわかりやすいように綴ること。
- ③ 企画提案書の作成により生じた諸費用について、本町は一切負担しない。
- ④ 企画提案書提出後の加除及び差替えは認めない。
- ⑤ 企画提案書等の内容について、本町が問い合わせする場合がある。

10. プレゼンテーション(ヒアリング)実施要領

提出された企画提案書をもとに東神楽町地域防災計画改訂委託業務公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)で評価を行う。

(1) 審査方法

- ① プレゼンテーション(ヒアリング)
日時: 令和8年5月27日(水)
場所: 東神楽町複合施設はなのわ
※詳細については別途、電子メールで通知する。

(2) 実施方法

- ① プレゼンテーション30分、質疑応答20分の割合で、一者50分以内を想定
- ② 企画提案者側の出席者は原則3名以内とする。

- ③ プレゼンテーションに際し、必要な機器（モニター、スクリーン及びプロジェクター）と電源は本町が用意するものとし、その他の機器（パソコン等）は企画提案者側で用意すること。

(3) 審査基準

審査委員会において、企画提案書、参考見積書及びプレゼンテーション内容を総合的に評価する。

なお、各提案について、下記審査基準に基づいて評価する。

【審査基準】

評価項目	評価内容	評価点
業務実績	過去5年間に、地方公共団体の地域防災計画の策定又は改訂業務等の受託実績があるか。	10点
実施体制	経営規模、業務担当者数や配置など、仕様書に定められた業務を的確かつ迅速に実施するために、必要な体制確保ができているか。	10点
企画提案内容	(1) 計画の理解度 計画の法的根拠や計画の特徴、社会的背景など基礎的な内容が含まれているか。	15点
	(2) 業務実施方針 本町の状況を踏まえた、計画修正の方針が示されているか。	10点
	(3) 課題整理 本町現行計画に対する課題の整理と提案がされているか。	10点
	(4) スケジュール 業務スケジュールは的確か。	10点
	(5) 独自性・創意工夫 本町の状況を踏まえた独自の計画の提案や、仕様書に基づく業務のほか、課題解決のための企画力と実効性のある提案が具体的に記されているか。	15点
資料作成・説明能力	的確でわかりやすい資料を作成し、説明及び質疑応答が明確か。	10点
見積経費	見積経費と提案内容、事業規模の費用対効果はどうか。	10点
合 計		100点

(4) 優先受注候補者の特定

審査委員会における評価が最も高い者を優先受注候補者として特定する。

(5) 審査結果の通知

令和8年5月29日（金）

企画提案者全員に審査結果通知書を電子メールで通知する。

（6）審査結果の公表

審査結果については、東神楽町ホームページにおいて、優先受注候補者を公表する。

11. 契約締結

- （1）審査委員会により選定した優先受注候補者と随意契約の手続きを行う。なお、優先受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな優先受注候補者とし手続きを行う。
- （2）優先受注候補者の決定から契約締結までに、失格要件に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことができる。また、契約締結後においても、受注者に失格事項又は不正な行為が認められた場合は、契約を解除できるものとする。
- （3）契約書は本町が作成するものとする。
- （4）契約は、電子契約により締結できるものとする。優先受注候補者が電子契約により締結を希望する場合は、「電子契約同意兼メールアドレス申出書」を本町へ提出するものとする。

12. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合は失格とする。

- （1）提出期限内に必要な書類が提出されなかった場合
- （2）プレゼンテーションを欠席した場合
- （3）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （4）参加要件のいずれかを満たさなくなった場合
- （5）審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- （6）その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

13. その他の留意事項

- （1）やむを得ない事情により、本町がプレゼンテーションを実施することができないと認めるときは、プレゼンテーションの日程又はオンラインでの実施に変更する場合がある。この場合において、これに要する経費については、本町に請求することはできない。
- （2）業務の実績等については、日本国内での業績実績のみを認める。
- （3）参加表明書を提出しなかった場合又は参加資格がない旨の通知を受けた場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- （4）参加表明書、企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用は、すべて参加申込者又は企画提案者の負担とする。

- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、企画提案者に帰属する。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて参加申込者又は企画提案者が負うものとする。
- (8) 提出書類は、優先受注候補者の選定以外に参加申込者又は企画提案者に無断で使用しない。
なお、選定に必要な範囲において複製することがある。
- (9) 参加申込者又は企画提案者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (11) 提出書類は、東神楽町情報公開条例（平成 12 年条例第 39 号）に基づく情報公開請求の対象となる。ただし、受注者以外から提出された企画提案書は対象外とする。
- (12) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 6 号）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加申込者又は企画提案者及びその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合は、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により優先受注候補者を特定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本町との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本町は契約を解除できるものとする。この場合、本町に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加申込者又は企画提案者に対して本町は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加申込者又は企画提案者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領等の記載内容に同意したものとする。